

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	施設維持管理及び運営事業		

事業概要	<p>老若男女、誰もが利用できる教育施設である本市の公立図書館として、図書館業務の円滑な遂行のため、図書館運営に関する設備等の管理保守点検業務等を行います。</p> <p>図書館は、昭和58年7月に開館し、築40年を経過していますので、予防保全の観点から「実施計画2025」に基づき、①2階読書室2台、地下書庫2台、電算室1台のパッケージエアコン改修工事（11月12日～29日休館予定）、②放送設備・火災報知器設備・強電設備改修（受変電設備）を行います。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法 第12条第2項 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。 ・図書館法 第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。（以下、第1号から第9号） ・茅ヶ崎市立図書館条例 第1条 この条例は、図書館法に基づき、茅ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 ・茅ヶ崎市立図書館運営規則 第2条 茅ヶ崎市立図書館は、図書館法第3条の規定に基づき次の事業を行う。（以下第1号から第9号）

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	会議室の利用貸出事業		

事業概要	<p>年間を通し、社会教育に関わる団体の活動の場を提供するため、無料で利用できる図書館内会議室等（第1～第4会議室及び展示ホール）の申込受付、貸出、管理業務等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1会議室 定員72名 60平方メートル・第2会議室 定員24名 40平方メートル・第3会議室 定員8名 18平方メートル・第4会議室 定員10名 22平方メートル（和室）・展示ホール 展示ケース6台 84平方メートル
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市立図書館条例 第5条第1項 図書館の第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室及び展示ホールを使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。（以下、第2～3項及び第6条から第14条まで） ・茅ヶ崎市立図書館運営規則 第16条第1項 条例第5条第1項の規定により使用の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。（以下、第17条から第23条）

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	図書館協議会事業		

事業概要	<p>図書館法に基づき、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関として設置されている、茅ヶ崎市立図書館協議会の開催準備及び運営、会議録の作成を行います。</p> <p>また、任期満了の委員について、委嘱事務を行います。（現委員の任期令和6年5月25日）</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館法 <p>第14条第1項 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。</p> <p>第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。</p> <p>第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関して必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合におおいて、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。</p> ・茅ヶ崎市図書館条例 <p>第15条 図書館法第14条第1項の規定により図書館に茅ヶ崎市立図書館協議会を置く。</p> <p>第16条第1項 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。（以下第2項から第4項）</p> ・茅ヶ崎市立図書館協議会規則（全文）

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	図書館資料収集事業		

事業概要	<p>図書購入のための茅ヶ崎市立図書館選定委員会により、資料収集に基づき本市の図書館にふさわしく、かつ、多様化する市民ニーズや社会状況に応じた幅広い分野からの資料収集を行い、図書館の資料の充実に努めます。</p> <p>地域の要望に応じた資料の収集を行います。</p> <p>従来の郷土資料デジタルライブラリーについては、交付金を活用したデジタルアーカイブ（ちがだべ）と統合しましたが、さらに、ジャパンサーチによる検索を可能とします。また、新たな資料のデジタル化を進めます。</p> <p>非接触やアクセシビリティの向上や新たな利用者の掘り起こしを図るため、電子書籍の導入がなされた県内図書館の事例などについて引き続き研究します。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館法 第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 第1号 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。 ・茅ヶ崎市立図書館運営規則 第2条第1項第1号 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、一般公衆の閲覧利用に供し、又は貸出しを行うこと。

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	図書館利用及び貸出事業		

事業概要	<p>市民の学習活動等を支援し、高度化・多様化するニーズに応えるため、貸出・返却や予約・リクエストサービスだけでなく、障がい者向けサービスや家庭配本サービスなど図書館利用における幅広いサービスを提供します。</p> <p>本館から遠い地域でも資料の利用ができるよう、本館、分館、各図書室等をつなぐ配達システムにより、他館（他図書室）所蔵の資料を貸出し、返却できるサービスを行います。</p> <p>予約資料受取ロッカー（うけとりちゃんDX）を運営し、非対面・非接触で資料を貸出しえるサービスを引き続き行います。</p> <p>利用者が求める情報・資料に適切に案内できるよう、レファレンスの向上を含め、図書館職員の専門性や、コミュニケーション能力の向上を図ります。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・図書館法</p> <p>第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>第1号 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> <p>第5号 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。</p> <p>・茅ヶ崎市立図書館条例</p> <p>第4条 図書館が一般の閲覧に供することを目的として所有する図書、文書、逐次刊行物その他これらに類する物及びビデオテープ、コンパクトディスクその他の視聴覚教育のための資料(以下これらを「図書館資料」という。)を貸出しを受けて図書館外で使用すること(以下「館外使用」という。)ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学している者</p> <p>(2) 市内にある官公署、学校、会社その他の団体</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者第5条第1項 図書館の第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室及び展示ホールを使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。(以下、第2～3項及び第6条から第14条まで)</p> <p>・茅ヶ崎市立図書館運営規則</p> <p>第2条</p> <p>第1号 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、一般公衆の閲覧利用に供し、又は貸出しを行うこと。</p> <p>第5号 閲覧所及び配本所を設け、その運営を行うこと。</p>

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	図書館自主事業		

事業概要	<p>市民の自主的・自発的な学習活動を援助するために、図書館ボランティア、大学、民間との連携により、多様な学習機会の提供に努めるとともに、検証を行い、今後の読書活動へのきっかけづくりとなるように取り組みます。</p> <p>除籍資料等の再活用（リユース）のため、ブックリサイクルを実施します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・図書館法</p> <p>第3条</p> <p>第6号 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。</p> <p>第8号 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。</p> <p>・茅ヶ崎市立図書館運営規則</p> <p>第2条第6号 読書会、研究会、鑑賞会、講演会、おはなし会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p>

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	視聴覚資料事業		

事業概要	<p>市民のニーズを把握した視聴覚資料（CD・DVD）の収集及び貸出しを行います。</p> <p>映像資料を活用し、市民のニーズに沿った映画会を実施します。</p> <p>視聴覚ライブラリーを運営し、資料の収集を行うとともに、茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町に事務所等を有する団体に向けて映像機器（プロジェクター、スクリーン等）や上映権付の映像作品（DVD等）の貸出を行います。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・図書館法</p> <p>第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>第1号 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> <p>第6号 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。</p> <p>・茅ヶ崎市立図書館運営規則</p> <p>第2条</p> <p>第1号 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、一般公衆の閲覧利用に供し、又は貸出しを行うこと。</p> <p>第6号 読書会、研究会、鑑賞会、講演会、おはなし会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p>

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	各図書館協会事務事業		

事業概要	日本図書館協会、全国公共図書館協議会、関東地区公共図書館協議会、神奈川県図書館協会に加盟し、各図書館との情報交換を行うとともに、各種研修会に参加します。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・図書館法 第3条第4号　他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と密接に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。・茅ヶ崎市立図書館運営規則 第2条第4号　他の図書館、学校、公民館等関係機関と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	図書館の相互利用事業		

事業概要	<p>高度化・多様化する利用者及び市民の要望に対応するとともに、利用者及び市民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、藤沢市、平塚市、寒川町との相互利用、県立図書館を通じた相互貸借、大学図書館との連携による相互利用を行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館法 第3条第4号 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と密接に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。 ・茅ヶ崎市立図書館運営規則 第2条第4号 他の図書館、学校、公民館等関係機関と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。 ・茅ヶ崎市立図書館館外使用取扱要綱 第2条第3項第1号 藤沢市、平塚市及び寒川町に住所を有する個人 第2条第3項第6号 相互利用の協定を締結した学校に勤務、若しくは在学している者

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	図書館
事務事業名	子ども読書活動推進事業		

事業概要	<p>令和5年度に策定した「第3次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館以外の場に出向いての事業（アウトリーチ）、ブックスタート事業や学校との連携事業としてブックトーク講師派遣事業等を実施します。</p> <p>図書館で対面での定例的なおはなし会のほか、施設見学や職場体験等の受入れを行います。</p> <p>読書活動を支援するため保育園及び児童クラブへの図書貸出を実施します。</p> <p>家庭での読書活動推進の状況を把握するため家庭へのアンケートを実施します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・子どもの読書活動の推進に関する法律</p> <p>第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第9条</p> <p>第2項 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。</p> <p>第3項 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。</p> <p>第4項 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。</p>